

認定訪問療法士における認定申請の手続きに関する例外規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本訪問リハビリテーション協会の認定訪問療法士における、認定訪問療法士要綱細則5条の例外について規定する。

(申請期間の延長および要件)

第2条 要綱細則第5条1項の認定審査期間は、次に掲げる要件に該当すると認定審査会で認定された場合、審査会が指定する期間延長することができる。

- 2 自然災害、病気やけがによる休職期間の発生。
- 3 その他、認定審査会が必要と認めた事由。
- 4 ただし、定められた期間内に申請できない場合、申請資格は失効とする。

(延長申請手続き)

第3条 次に掲げる書類等を事実の発生後、可及的速やかに事務局に提出するものとする。

- 2 認定審査申請期間に関する申請書（様式7）。
- 3 第2条に該当する事由を証する書類等。

(延長申請における審査及び可否決定通知)

第4条 延長申請を受領後、認定審査会の合議により審査会長が可否および延長期間を決定し、申請者に通知するものとする（様式7-1）。

(認定資格を失効した場合の処遇)

第5条 認定審査の結果不合格となった場合または申請期間内に新規申請もしくは更新申請を完了できなかった場合、応用研修会の再履修で改めて認定申請を行えるものとする。認定申請の方法はどちらの場合も新規申請に準ずる。ただし、どちらの場合も再履修後の認定申請は1回限りとする。

- 2 新規申請の場合は次回の応用研修会が受講できない場合、更新申請の場合は翌年度の応用研修会が受講できない場合に資格は失効する。
- 3 再履修のための証明書類は、新規申請の場合は認定審査会が発行する審査結果通知書または応用研修会の受講を証明できるもの、更新申請の場合は認定訪問療法士認定書をもって替えることができる。
- 4 更新申請の場合は、応用研修受講申請時に本協会主催の学術大会発行の演題発表抄録（学術大会名がわかるもの）の写しを1部または（新）認定訪問療法士更新ポイント表により100ポイント以上取得したことを証明する書類を提出するものとする。ただし、申請できる演題発表抄録の学術大会は、その開催期間が失効した認定訪問療法士資格の有効期間内、または資格失効日から受講しようとする応用研修会の開催日までの期間内に開催されたものに限る。また、申請できるポイントについても、同期間内に取得したものに限る。

(規定の改定)

第6条 本規定の改定に関する事項は、認定審査会の合議または、審査会長の決するところによる。

(附則)

本規程は、平成28年11月6日から施行する。

本規程は、令和5年4月1日から施行する。

本規程は、令和8年9月1日から施行する。